

契約の概要について記載した契約前書面

(警備業法第19条第1項、同法施行規則第33条第2号)

| | 項 目 | 内 容 |
|----|---|---|
| 1 | 警備業者氏名又は、住所及び 電話番号並びに法人にあつては 代表者の氏名 | アーバン警備保障株式会社 代表取締役 寺西賢次 〒570-0061 大阪府守口市小春町9番1号 Tel:06-6996-7500 Fax:06-6996-7300 |
| 2 | 警備業務を行う期間及び実施日 | 請負内容により異なるため、本契約を締結する前日までに決定する。 |
| 3 | 警備業務を行う時間帯 | 請負内容により異なるため、警備業務を行う前日までに決定する。 |
| 4 | 警備業務を行う事とする場所 | 請負内容により異なるため、本契約を締結する前日までに決定する。 |
| 5 | 警備員の人数及び担当業務 | 交通誘導業務を実施し、人数等は警備業務を行う前日までに決定する。 |
| 6 | 警備員が有する知識及び技能 | 警備員教育(新任・現任)を受講している者。交通誘導警備業務2級検定合格 警備員又はそれに準ずる知識及び技能を有する者。 |
| 7 | 警備員が用いる服装 | 弊社所定の制服 (公安委員会届出済み) |
| 8 | 使用する機器又は各種資機材 | 無線機、手旗(紅白)、誘導灯、警笛ほか、協議の結果必要とするもの。 |
| 9 | 負傷等の事故発生時の措置 | 事案に即した所定の処置を講じるとともに、直ちに関係機関等へ必要な連絡 を行い、被害の拡大防止を図る。 |
| 10 | 報告の方法、頻度及び時期その他 依頼者への報告 | 毎日、警備終了後に「警備日報」を作成し提出する。 |
| 11 | 警備料金・その他の費用 | 請負内容により異なるため、本契約を締結する前日までに決定する。 |
| 12 | 支払いの時期及び方法 | 請負内容により異なるため、本契約と締結する前日までに決定する。 |
| 13 | 警備業務の再委託に関する事項 | 他の警備業者に再委託はせず、全ての警備業務を弊社にて実施する。 |
| 14 | 免責に関する事項 | ①天変地変その他弊社の責めに帰さない損害。 ②弊社から改善要請を行ったにもかかわらず、是正されない為に発生した損害。 |
| 15 | 損害賠償の範囲、損害賠償額その 他の損害賠償に関する事項 | 弊社の責に帰すべき損害について、警備業務賠償責任保険に基づき、一事故 について総額10億円までを上限とし、これを保証する。 |
| 16 | 契約の更新に関する事項 | 工事期間が延長するときは、契約の更新について相互に協議して決定する。 |
| 17 | 契約の変更に関する事項 | その都度、協議して決定する。 |
| 18 | 契約の解除に関する事項 | その都度、協議して決定する。 |
| 19 | 警備業務に関する苦情の受付窓口 | 弊社、業務部 Tel:06-6996-7500 |
| 20 | 特約事項 | 特約事項がある場合は、請負内容により異なるため、別紙書面を提出する。 |